

令和5年7月1日、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されました。

## 特定小型原動機付自転車とは

### 【車体の大きさ】

- 長さ：190センチメートル以下
- 幅：60センチメートル以下

### 【車体の構造】

- 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- 20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- AT機構がとられていること。
- 道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。

## 01 保安基準への適合

道路運送車両の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならないこととされています。性能等確認済シール等が付けられているものは、この基準を満たしています。

## 02 自賠責保険（共済）への加入

自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済への加入が義務付けられています。

## 03 ナンバープレートの取付け

標識（ナンバープレート）を取得し、車体の見やすいところに取付けなければなりません。

## 04 運転する前に

### 16歳未満の者の運転の禁止

運転免許は必要ありませんが、16歳未満の者が運転することは禁止されています。

また、16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。

**【罰則】 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

### 飲酒運転の禁止

お酒を飲んだときは、運転してはいけません。酒気を帯びている者で、飲酒運転をすることとなるおそれがあるものに対し特定小型原動機付自転車を提供したり、飲酒運転をすることとなるおそれがある者に対し酒類を提供し、又は飲酒をすすめたりしてはいけません。

**【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等**

## 乗車用ヘルメットの着用

運転者には、乗車用ヘルメットの着用の努力義務があります。

## 二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車は、二人乗りをしてはいけません。

**【罰則】 5万円以下の罰金等**

## 車体の点検・整備

安全に利用するためには、乗車前に自分自身で点検をすることが必要です。

# 05 通行する場所

---

## 車道通行の原則

車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、車道を通行しなければなりません（自転車道も通行することができます）。道路では、原則として、左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。

**【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等**

## 例外的に歩道等を通行できる場合

特例特定小型原動機付自転車に限り、道路標識等により歩道を通行できることとされているとき（※）は、その歩道を通行することができます。

※ 「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等を指します。

ただし、歩道を通行するときは、その歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を通行しなければなりません。

歩道を通行するときは、歩行者優先です。

また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。

**【罰則】 2万円以下の罰金又は科料**

（普通自転車通行指定部分がない場所において、歩道の中央から車道寄りの部分以外を通行した場合等）

## 信号機の信号に従う義務

道路を通行する際は信号機の信号等に従わなければなりません。特に、次の場合には、歩行者用信号機に従わなければなりません。

- 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合
- 特例特定小型原動機付自転車が横断歩道を進行して道路を横断する場合

**【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等**

# 06 通行の禁止

---

道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはいけません。

**【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金**

## 07 道路の横断等の禁止

---

歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路の横断や転回又は後退をしてはいけません。

また、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはいけません。

**【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等**

## 08 割り込み等の禁止

---

前の車両が交差点や踏切等で停止や徐行しているときは、その前に割り込んだり、その前を横切ったりしてはいけません。

**【罰則】 5万円以下の罰金**

## 09 踏切の通過

---

踏切を通過しようとするときは、その直前（停止線があるときは、停止線の直前）で一時停止をし、自分の目と耳で左右の安全を確かめなければなりません。

なお、踏切に信号機のある場合は、信号に従って通過することができます。

**【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等**

## 10 左折又は右折の方法

---

### 左折の方法

左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの手前の地点に達したときに左側の方向指示器を操作して左折の合図を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分に速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

**【罰則】 5万円以下の罰金**

### 右折の方法

信号機等により交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進む、「二段階右折」をしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や一般原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも特定小型原動機付自転車や自転車は進むことはできません。

信号機が設置されていない交差点等では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの手前の地点に達したときに右側の方向指示器を操作して右折の合図を行い、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側まで直進し、十分に速度を落として曲がらなければなりません。

右折する場合、その交差点において直進し又は左折しようとする車両等があるときは、その進行妨害をしてはいけません。

**【罰則】 5万円以下の罰金**

## 11 交差点の通行方法

---

信号機がない交差点等においては、通行している道路と交差する道路が優先道路であるとき、又は交差する道路の道幅の方が明らかに広いときは、交差する道路を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければなりません。それ以外ときには、通行している道路と交差する道路を左から進行してくる車両の進行妨害をしてはいけません。

また、交差点内に入ろうとするとき、交差点内を通行するときは、交差点の状況に応じ他の車両や歩行者に注意して、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

## 12 歩行者の優先

---

横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止することができるように速度を落として進まなければなりません。

また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、停止線の手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

## 13 緊急自動車の優先

---

緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け、かつ、道路の左側に寄って一時停止しなければなりません。それ以外の場所で緊急自動車が接近してきたときは、道路の左側に寄って、進路を譲らなければなりません。

【罰則】 5万円以下の罰金

## 14 徐行すべき場所

---

道路標識等がある場合のほか、左右の見通しがきかない交差点、道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近や勾配の急な下り坂を通行しようとするときは、徐行しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

## 15 一時停止すべき場所

---

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、停止線の直前（停止線がない場合は、交差点の直前）で一時停止しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

## 16 駐停車が禁止されている場所

---

道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分のほか、次に掲げるその他の道路の部分においては、原則として停車し、又は駐車してはいけません。

- 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

- 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分
- 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分
- 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

【罰則】 15 万円以下の罰金等

## 17 駐車が禁止されている場所

---

道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分のほか、次に掲げるその他の道路の部分においては、原則として駐車してはいけません。

- 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から 3 メートル以内の部分
- 道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から 5 メートル以内の部分
- 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の部分
- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から 5 メートル以内の部分
- 火災報知機から 1 メートル以内の部分

【罰則】 15 万円以下の罰金等

## 18 停車又は駐車の方法

---

乗降や貨物の積卸しのための停車や駐車をするとき、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければなりません。車道の左側端に接して路側帯（道路標示によって駐停車が禁止されているもの及び歩行者の通行の用に供する路側帯で幅が 0.75 メートル以下のものを除く。）が設けられている場所で駐停車をするとき、次の方法により、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければなりません。

- 歩行者の通行の用に供する路側帯に入って駐停車をする場合 当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行のため 0.75 メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入った場合においてもその左側に 0.75 メートルを超える余地をとることができるときは、当該道路標示に沿うこと。
- 歩行者の通行の用に供しない路側帯に入って停車し、又は駐車する場合、当該路側帯の左側端に沿うこと。

【罰則】 15 万円以下の罰金等

## 19 合図

---

左折又は右折や進路変更等をするときは、方向指示器等により合図をし、これらの行為が終わるまでその合図を継続しなければなりません。左折又は右折をするときには、その行為をする地点から30メートル手前の位置、進路変更をするときには、その行為をする時の3秒前のときに合図を行います。

これらの行為が終わったときは、その合図をやめなければならず、また、これらの行為をしないにもかかわらず、合図をしてはいけません。

【罰則】 5万円以下の罰金

## 20 安全運転の義務

---

ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

## 21 運転者の遵守事項

---

運転者は、次に掲げる事項等の道路交通法や都道府県公安委員規則により定められた事項を守らなければなりません。

- 高齢者、身体障害者等の通行に支障がある人が通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行を妨げないようにすること
- 通学通園バス等の側方を通過するときに、徐行して安全を確認すること
- 車両が停止しているときを除き、スマートフォン等を通話のために使用したり、その画面に表示された画像を注視したりしないこと
- 道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

【罰則】 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金等

## 22 交通事故の場合の措置

---

交通事故が起きたときは、直ちに車両の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置を講じ、直ちに警察官に交通事故について報告しなければなりません。

- (1) 事故の続発を防ぐため、他の交通の妨げにならないような安全な場所（路肩、空地など）に車両を止め、エンジンを切る。
- (2) 負傷者がいる場合は、医師、救急車などが到着するまでの間、ガーゼや清潔なハンカチ等で止血するなど、可能な応急救護処置を行う。この場合、むやみに負傷者を動かさない（特に頭部を負傷しているときは動かさない）ようにする。ただし、後続車による事故のおそれがある場合は、速やかに負傷者を救出して安全な場所に移動させる。
- (3) 事故が発生した場所、負傷者数や負傷の程度、物の損壊の程度、事故車両の積載物などを警察官に報告し、指示を受ける。

【罰則】 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金等